

第 43 号議案

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 5 日

提出者 国立市長 濱 崎 真 也

(説 明) 東京都の保育所等利用世帯負担軽減事業の変更(第1子に係る利用者負担額の無償化)に対応するため、条例の一部を改正するものである。

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(平成26年12月国立市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における」及び「特定被監護者等のうち、最も年齢が高い者以外の者であるときは」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。ただし、付則第3項の規

定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる保育の実施に係る利用者負担額について適用し、同日前に行われた保育の実施に係る利用者負担額については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 市長は、施行日前においても、改正後の第4条の規定による利用者負担額の決定等その他この条例を施行するために必要な準備行為を行うことができる。